修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第１３節　避難体制の整備	頁 ６７

第10　食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

1　備蓄体制の整備《消防局防災課》

(1)〜(5)　（略）

2・3　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　備蓄物資の品目、数量、保管場所等について、ホームページ等で公開するとともに、備蓄物資の使用方法を分かりやすく明記した取扱説明書を防災備蓄倉庫へ配備することを追加する。

第10　食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

1　備蓄体制の整備《消防局防災課》

(1)〜(5)　（略）

(6)　備蓄物資に関する情報の公開等

備蓄物資の品目、数量、保管場所等について、ホームページ等で公開するとともに、備蓄物資の使用方法を分かりやすく明記した取扱説明書を防災備蓄倉庫へ配備する。

2・3　（略）

修正前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １２８～１３１

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、さし迫った危険から住民の生命又は身体を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、避難の勧告･指示、避難誘導、避難場所の開設等避難対策を講じる。

第１　避難の勧告・指示《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

１　避難の勧告・指示の発令者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。こうした避難の勧告・指示は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。なお、市長が避難の勧告・指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施することができる。

修正後

修正理由

○　災害対策基本の改正により、警報の伝達等を行うに当たっての配慮、屋内での待避等の安全確保措置の指示、避難指示等に当たっての助言について定められたため、これらに関する規定を追加する。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、避難のための立退きの準備等を促すための注意喚起、自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）、避難の勧告･指示、屋内での退避等の安全確保措置の指示、避難誘導、避難場所の開設等の避難対策を講じる。

第１　注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

区長、消防局長又は消防署長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要と認める地域に防災情報（気象情報等や災害情報）等各種の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて避難の準備の確認をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、災害時要援護者等の避難行動に時間を要するものに対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の伝達であることに、特に留意して行う。

第２　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

１　避難の勧告・指示等の発令者

(1)　避難の勧告・指示の発令者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。

(2)　屋内での待避等の安全確保措置の指示などの避難措置の発令者

災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示する。

(3)　市長が避難の勧告・指示等の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施する。

(4)　避難の勧告・指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下「避難の勧告・指示等」という。）などの避難措置は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。

ア　災害対策基本法に基づく避難措置

修　正　前

実　施　者	勧告・指示＿の区分	災害の種類	根拠法令
市　　長	勧告・指示	災害全般	災害対策基本法第6条
警察官	指　示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指　示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事及び知事の命を受けた職員	指　示	洪水・津波・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり防止法第25条
水防管理者（組）	指　示	洪水・津波・高潮	水防法第29条
自衛官	指　示	災害全般	自衛隊法第94条

2　避難の勧告・指示＿の実施

(1)　実施担当機関：市長（補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）

(2)　避難の勧告・指示＿の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令者 (ｲ) 避難＿＿すべき理由 (ｳ) 避難＿の時期 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 避難の経路 (ｶ) 危険区域及び危	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ｱ) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (ｲ) 市防災行政無線（同報系）の利用 (ｳ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (ｴ) ＦＡＸ（聴覚障害者用） (ｵ) 市ホームページ（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）の利用

修　正　後

実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市　　長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命，身体を保護し、災害の拡大を防止するために必要な場合	避難のための立退きを勧告し、又は急を要すると認めるときは避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	第60条第1項・第3項
知事及び知事の命を受けた職員	同上の場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	第60条第6項
警察官・海上保安官	市長が、避難のための立退きの又は屋内での待避等の安全確保措置の指示をできないとき、又はその代行を要求したとき。	急を要すると認めるときは避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	第61条第1項

イ　その他の法令に基づく避難措置

実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市　　長 (水防管理者)	洪水、高潮のはん濫により著しい危険が切迫した場合	立退きを指示する。	水防法第29条
知事及び知事の命を受けた職員	同　　上	同　　上	同　　上
	地すべりの危険が切迫した場合	同　　上	地すべり等防止法第25条
警　察　官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた 自衛官	同上の場合において、警察官がその場にいないとき。	同　　上	自衛隊法第94条

2　避難の勧告・指示等の実施

(1)　実施担当機関：市長（補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）

(2)　避難の勧告・指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令者 (ｲ) 避難等をすべき理由 (ｳ) 避難等の時期 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 避難の経路 (ｶ) 危険区域及び危	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ｱ) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (ｲ) 市防災行政無線（同報系）の利用 (ｳ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (ｴ) ＦＡＸ（聴覚障害者用） (ｵ) 市ホームページ（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）の利用

修正前

避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。	険の度合	(ｶ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (ｷ) 緊急速報メール (ｸ) 河川の放流警報設備 (ｹ) 緊急情報連絡システムの利用 (ｺ) 航空機の利用

(注) 災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。

(3) 区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示を発令し、事後速やかに市長に報告する。

(4) 市長は、必要と認める場合は、県警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示の実施について協力を要請する。

(5) 区長又は消防署長は、避難の勧告・指示を実施する場合は、必要に応じて県警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

(6) 避難の勧告・指示を伝達する場合は、要避難地域の住民に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第４信号とする。

(略)

(7) 市長は、避難の勧告・指示の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。

(8) 避難の勧告・指示を実施した場合の立退き先は、地域防災計画資料編に定める避難場所の中から選定する。

(9) 区長、消防局長又は消防署長は、要避難者を避難させた場合は、当該区域について避難の必要がなくなるまでの間、警戒区域を設定し、立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

3 (略)

第２～第６ (略)

修正後

避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。	険の度合 ※ (ｴ)及び(ｵ)は、避難場所を指定する場合に限る。	(ｶ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (ｷ) 緊急速報メール (ｸ) 河川の放流警報設備 (ｹ) 緊急情報連絡システムの利用 (ｺ) 航空機の利用
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

(注) 災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。

(3) 市長は、避難の勧告・指示等を実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難の勧告・指示等に関する事項について助言を求めることができる。

(4) 区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示等の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示等を発令し、事後速やかに市長に報告する。

(5) 市長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示等の実施について協力を要請する。

(6) 区長又は消防署長は、避難の勧告・指示等を実施する場合は、必要に応じて県警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

(7) 避難の勧告・指示等を伝達する場合は、必要と認める地域の居住者等に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第４信号とする。

(略)

(8) 市長は、避難の勧告・指示等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。

(9) 避難の勧告・指示を実施する場合において、立退き先を指定するときは、地域防災計画資料編に定める避難場所（候補施設）の中から選定する。

(10) 区長、消防局長又は消防署長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

(11) 区長、消防局長又は消防署長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、警戒区域の設定に関する事項について助言を求めることができる。

3 (略)

第３～第７ (略)

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第５節　避難対策	頁 １５３～１５７

地震災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合において、さし迫った危険から住民の生命又は身体を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、避難の勧告・指示、避難誘導、避難場所の開設等避難対策を講じる。

第１　避難者の行動と避難場所の関係《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

（略）

第２　避難の勧告・指示《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

１　避難の勧告・指示の発令者

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他被害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。こうした避難の勧告・指示は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。なお、市長が避難の勧告・指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施することができる。

修　正　後

修　正　理　由

○　災害対策基本の改正により、警報の伝達等を行うに当たっての配慮、屋内での待避等の安全確保措置の指示、避難指示等に当たっての助言について定められたため、これらに関する規定を追加する。

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を地震災害から守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、避難のための立退きの準備等を促すための注意喚起、自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）、避難の勧告・指示、屋内での退避等の安全確保措置の指示、避難誘導、避難場所の開設等の避難対策を講じる。

第１　避難者の行動と避難場所の関係《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

（略）

第２　注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

区長、消防局長又は消防署長は、地震災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要と認める地域に津波警報等及び災害情報等各種の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて避難の準備の確認をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、災害時要援護者等の避難行動に時間を要するものに対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の伝達であることに、特に留意して行う。

第３　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

１　避難の勧告・指示等の発令者

(1)　避難の勧告・指示の発令者

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。

(2)　屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令者

地震災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示する。

(3)　市長が避難の勧告・指示等の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県

修　正　前

実　施　者	勧告・指示__の区分	災害の種類	根拠法令
市　長	勧告・指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事及び知事の命を受けた職員	指示	洪水・津波・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり防止法第25条
水防管理者（根）	指示	洪水・津波・高潮	水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条

2　避難の勧告・指示__の実施

(1)　実施担当機関：市長（補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）

(2)　避難の勧告・指示__の区分

修　正　後

知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施する。

(1)　避難の勧告・指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下「避難の勧告・指示等」という。）などの避難措置は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。

ア　災害対策基本法に基づく避難措置

実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市　長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するために必要な場合	避難のための立退きを勧告し、又はを要すると認めるときは避難のめの立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	第60条第1項・第3項
知事及び知事の命を受けた職員	同上の場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	第60条第6項
警察官・海上保安官	市長が、避難のめの立退きの又は屋内での待避等の安全確保措置の指示をできないとき、又はその代行を要求したとき。	急を要すると認めるときは避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	第61条第1項

イ　その他の法令に基づく避難措置

実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市　長 (水防管理者)	洪水、高潮のはん濫により著しい危険が切迫した場合	立退きを指示する。	水防法第29条
知事及び知事の命を受けた職員	同　上	同　上	同　上
知事及び知事の命を受けた職員	地すべりの危険が切迫した場合	同　上	地すべり等防止法第25条
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条
[illegible] 自衛官	同上の場合において、警察官がその場にいないとき。	同　上	自衛隊法第94条

2　避難の勧告・指示等の実施

(1)　実施担当機関：市長（補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）

(2)　避難の勧告・指示等の区分）

修　正　前

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令者 (ｲ) 避難＿すべき理由 (ｳ) 避難＿の時期	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ｱ) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (ｲ) 市防災行政無線（同報系）の利用
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。	(ｴ) 避難場所 (ｵ) 避難の経路 (ｶ) 危険区域及び危険の度合	(ｳ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (ｴ) ＦＡＸ（聴覚障害者用） (ｵ) 市ホームページ（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）の利用 (ｶ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (ｷ) 緊急速報メール (ｸ) 河川の放流警報設備 (ｹ) 緊急情報連絡システムの利用 (ｺ) 航空機の利用

(注) 津波に対する避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。

(3) 区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示＿の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示＿を発令し、事後速やかに市長に報告する。

(4) 市長は、必要と認める場合は、県警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示＿の実施について協力を要請する。

(5) 区長又は消防署長は、避難の勧告・指示＿を実施する場合は、必要に応じて県警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

(6) 避難の勧告・指示　を伝達する場合は、要避難　　地域の住民　　に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第４信号とする。

（略）

(7) 市長は、避難の勧告・指示＿の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。

(8) 避難の勧告・指示を実施した場合＿＿の立退き先＿＿＿は、広域避難場所、生活避難場所及び地域防災計画資料編に定める避難場所＿＿の中から選定する。

(9) 区長、消防局長又は消防署長は、要避難者を避難させた＿＿＿場合＿＿は、当該区域について避難の必要がなくなるまでの間＿＿、警戒区域を設定し、＿＿＿立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

修　正　後

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令者 (ｲ) 避難等をすべき理由 (ｳ) 避難等の時期	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ｱ) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (ｲ) 市防災行政無線（同報系）の利用
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。	(ｴ) 避難場所 (ｵ) 避難の経路 (ｶ) 危険区域及び危険の度合 ※　(ｴ)及び(ｵ)は、避難場所を指定する場合に限る。	(ｳ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (ｴ) ＦＡＸ（聴覚障害者用） (ｵ) 市ホームページ（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）の利用 (ｶ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (ｷ) 緊急速報メール (ｸ) 河川の放流警報設備 (ｹ) 緊急情報連絡システムの利用 (ｺ) 航空機の利用
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

(注) 津波に対する避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。

(3) 市長は、避難の勧告・指示等を実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難の勧告・指示等に関する事項について助言を求めることができる。

(4) 区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示等の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示等を発令し、事後速やかに市長に報告する。

(5) 市長は、必要と認める場合は、県警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示等の実施について協力を要請する。

(6) 区長又は消防署長は、避難の勧告・指示等を実施する場合は、必要に応じて県警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

(7) 避難の勧告・指示等を伝達する場合は、必要と認める地域の居住者等に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第４信号とする。

（略）

(8) 市長は、避難の勧告・指示等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。

(9) 避難の勧告・指示を実施する場合において、立退き先を指定するときは、広域避難場所、生活避難場所及び地域防災計画資料編に定める避難場所（候補施設）の中から選定する。

(10) 区長、消防局長又は消防署長は、地震による災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

(11) 区長、消防局長又は消防署長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、警戒区域の設定に関する事項について助言を

修　正　前	修　正　後
	求めることができる。
3　（略）	3　（略）
第３～第６　（略）	第４～第７　（略）

修　正　前	
水防計画 第４章　避難対策 第１節　注意喚起及び自主避難の呼びかけ	頁 ３０９

第１　注意喚起及び自主避難の呼びかけ

区長、消防局長又は消防署長は、水害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、災害時要援護者等の避難行動に時間を要するものに対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の伝達であることに、特に留意して行う。

修　正　後
修　正　理　由 ○　災害対策基本の改正により、災害に関する予報・警報等を伝達する場合において、必要と認めるときは、避難のための準備の開始等（避難準備情報）を通知することができるとされたため、避難のための準備の開始について規定する。

第１　注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）

区長、消防局長又は消防署長は、水害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要と認める地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて避難の準備をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、災害時要援護者等の避難行動に時間を要するものに対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の伝達であることに、特に留意して行う。

修　正　前	
水防計画 第４章　避難対策 第２節　避難の勧告・指示	頁 ３１０～３１２

第２節　避難の勧告指示《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》

第１　避難の勧告・指示

市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域（以下「要避難地域」という。）の居住者、滞在者その他の者（以下「要避難者」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。

第２　避難の勧告・指示の発令の判断基準等

避難の勧告・指示を発令する判断の基準は、本章第４節によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。

なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、避難の勧告・指示を行う。

（略）

第３　避難の勧告・指示の実施

１　実施担当機関：市長（補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）

２　避難の勧告・指示の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令者 (ｲ) 避難すべき理由 (ｳ) 避難の時期 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 避難の経路	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ｱ) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (ｲ) 市防災行政無線（同報系）の利用 (ｳ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (ｴ) ＦＡＸ（聴覚障害者用）

修　正　後
修　正　理　由 ○　災害対策基本の改正により、警報の伝達等を行うに当たっての配慮、屋内での待避等の安全確保措置の指示、避難指示等に当たっての助言について定められたため、これらに関する規定を追加する。

第２節　避難の勧告指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課、各消防署》

第１　避難の勧告・指示等

１　避難の勧告・指示

市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。

２　屋内での待避等の安全確保措置の指示

水害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示する。

第２　避難の勧告・指示等の発令の判断基準等

避難の勧告・指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下「避難の勧告・指示等」という。）を発令する判断の基準は、本章第４節によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。

なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、避難の勧告・指示等を行う。

（略）

第３　避難の勧告・指示等の実施

１　実施担当機関：市長（補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）

２　避難の勧告・指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令者 (ｲ) 避難等をすべき理由 (ｳ) 避難等の時期 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 避難の経路	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ｱ) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (ｲ) 市防災行政無線（同報系）の利用 (ｳ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (ｴ) ＦＡＸ（聴覚障害者用）

修　正　前

避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。	(カ) 危険区域及び危険の度合	(オ) 市ホームページ（インターネット）の利用 (カ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (キ) 緊急速報メール (ク) 河川の放流警報設備 (ケ) 緊急情報連絡システムの利用 (コ) 航空機の利用

3　区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示を発令し、事後速やかに市長に報告する。

4　市長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示の実施について協力を要請する。

5　区長又は消防署長は、避難の勧告・指示を実施する場合は、必要に応じて警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

6　避難の勧告・指示を伝達する場合は、要避難　　地域の住民に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、別表第１１の水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第４信号とする。

また、自主防災組織の代表者等の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など災害時要援護者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。

なお、聴覚障害者（申請によりFAX 登録した者）に対しては、上記の方法に加え、FAXを併用する。

7　市長は、避難の勧告・指示の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。

8　避難の勧告・指示を実施した場合の立退き先は、「地域防災計画・資料編」に定める避難場所の中から選定する。

9　区長、消防局長又は消防署長は、要避難者を避難させた場合は、当該区域について避難の必要がなくなるまでの間、警戒区域を設定し、立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

修　正　後

避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。	(カ) 危険区域及び危険の度合 ※　(エ) 及び (オ) は、避難場所を指定する場合に限る。	(オ) 市ホームページ（インターネット）の利用 (カ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (キ) 緊急速報メール (ク) 河川の放流警報設備 (ケ) 緊急情報連絡システムの利用 (コ) 航空機の利用
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

3　市長は、避難の勧告・指示等を実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難の勧告・指示等に関する事項について助言を求めることができる。

4　区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示等の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示等を発令し、事後速やかに市長に報告する。

5　市長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示等の実施について協力を要請する。

6　区長又は消防署長は、避難の勧告・指示等を実施する場合は、必要に応じて警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

7　避難の勧告・指示等を伝達する場合は、必要と認める地域の住民に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、別表第１１の水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第４信号とする。

また、自主防災組織の代表者等の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など災害時要援護者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。

なお、聴覚障害者（申請によりFAX 登録した者）に対しては、上記の方法に加え、FAXを併用する。

8　市長は、避難の勧告・指示等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。

9　避難の勧告・指示を実施する場合において、立退き先を指定するときは、地域防災計画資料編に定める避難場所（候補施設）の中から選定する

10　区長、消防局長又は消防署長は、水害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

11　区長、消防局長又は消防署長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、警戒区域の設定に関する事項について助言を求めることができる。

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 ６１

第４　災害対策本部《消防局防災課》

（略）

表３－２－２

(1)　（略）

(2)　災害対策本部の分掌事務

凡例　●～防災上主要な部課
▲～防災に特に関係のある部課
■～防災に関係のある部課

局等	部課等		分掌事務
（略）	（略）		（略）
市民局	（略）		（略）
	人権啓発部	（略）	（略）
		男女共同参画課	1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
（略）	（略）		（略）

(3)　（略）

（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実を図るため、災害対策本部における市民局人権啓発部男女共同参画課の分掌事務を見直す。

第４　災害対策本部《消防局防災課》

（略）

表３－２－２

(1)　（略）

(2)　災害対策本部の分掌事務

凡例　●～防災上主要な部課
▲～防災に特に関係のある部課
■～防災に関係のある部課

局等	部課等		分掌事務
（略）	（略）		（略）
市民局	（略）		（略）
	人権啓発部	（略）	（略）
		■男女共同参画課	1　所管施設の防護に関すること。 2　男女共同参画の視点を取り入れた避難場所運営の相談・指導に関すること。
（略）	（略）		（略）

(3)　（略）

（略）

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 ９５

第３　災害対策本部《消防局防災課》

（略）

表３－２－２

⑴　（略）

⑵　災害対策本部の分掌事務

凡例　●～防災上主要な部課
▲～防災に特に関係のある部課
■～防災に関係のある部課

局等	部課等		分掌事務
（略）	（略）		（略）
市民局	（略）		（略）
	人権啓発部	（略）	（略）
		男女共同参画課	1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
（略）	（略）		（略）

⑶　（略）

（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実を図るため、災害対策本部における市民局人権啓発部男女共同参画課の分掌事務を見直す。

第３　災害対策本部《消防局防災課》

（略）

表３－２－２

⑴　（略）

⑵　災害対策本部の分掌事務

凡例　●～防災上主要な部課
▲～防災に特に関係のある部課
■～防災に関係のある部課

局等	部課等		分掌事務
（略）	（略）		（略）
市民局	（略）		（略）
	人権啓発部	（略）	（略）
		■男女共同参画課	1　所管施設の防護に関すること。 2　男女共同参画の視点を取り入れた避難場所運営の相談・指導に関すること。
（略）	（略）		（略）

⑶　（略）

（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３０

第４　避難場所の開設等

１　避難場所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

区長は、要避難者を収容するため、必要と認めるときは、地域防災計画資料編に定める避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、要避難者の人数等を勘案のうえ、職員を派遣し、避難場所を開設する。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあっては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

２　避難場所の管理運営《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

(1)・(2)　(略)

(3)　区長は、避難場所の衛生管理に努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー確保並びに災害時要援護者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。

(4)　(略)

３　(略)

修　正　後
修　正　理　由 ○　男女共同参画の視点を取り入れた避難場所運営ができるよう、避難場所開設当初及び管理運営について、留意すべき事項を追加する。 ○　広島市男女共同参画推進センターと連携して、避難者からの相談を受け、必要な指導・支援に努めることを追加する。

第４　避難場所の開設等

１　避難場所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

区長は、要避難者を収容するため、必要と認めるときは、地域防災計画資料編に定める避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、要避難者の人数等を勘案のうえ、職員を派遣し、避難場所を開設する。

開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や災害時要援護者に考慮した居住スペースの設定に努める。また、仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあっては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

２　避難場所の管理運営《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

(1)・(2)　(略)

(3)　区長は、避難場所の衛生管理に努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー確保並びに災害時要援護者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。

また、避難場所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

(4)　(略)

３　(略)

４　男女共同参画の視点を取り入れた避難場所運営のための支援《市民局男女共同参画課、消防局防災課・予防課》

男女共同参画の視点を取り入れた避難場所運営を確保するため、広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）と連携して、避難者等からの相談を受け、必要な指導・支援に努める。

修　正　前	
震災対策編 第３章　震災応急対策 第５節　避難対策	頁 １５５・１５６

第５　生活避難場所の開設等

１　（略）

２　生活避難場所の開設等《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

(1)～(3)　（略）

３　生活避難場所の運営《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

(1)～(4)　（略）

(5)　区長は、避難場所の衛生管理に努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて避難者のプライバシーの確保や様々なニーズの把握に努める。

(6)・(7)　（略）

４　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　男女共同参画の視点を取り入れた生活避難場所運営ができるよう、生活避難場所開設当初及び運営について、留意すべき事項を追加する。 ○　広島市男女共同参画推進センターと連携して、避難者からの相談を受け、必要な指導・支援に努めることを追加する。

第５　生活避難場所の開設等

１　（略）

２　生活避難場所の開設等《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

(1)～(3)　（略）

(4)　開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や災害時要援護者に考慮した居住スペースの設定に努める。また、仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

３　生活避難場所の運営《各区区政調整課・地域起こし推進課・収納課・課税課》

(1)～(4)　（略）

(5)　区長は、生活避難場所の衛生管理に努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー確保並びに災害時要援護者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。

また、生活避難場所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

(6)・(7)　（略）

４　男女共同参画の視点を取り入れた生活避難場所運営のための支援《市民局男女共同参画課、消防局防災課・予防課》

男女共同参画の視点を取り入れた生活避難場所運営を確保するため、広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）と連携して、避難者等からの相談を受け、必要な指導・支援に努める。

５　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 ３７

第１　防災知識の普及

１・２　（略）

３　職員の防災研修《消防局防災課》

職員は災害発生時に計画実行上の主体として行動しなければならない。そのためには、日頃から本計画及び所属の分掌事務の対応マニュアル等を通じて、災害発生時に所属する局部課等が行うべきこと及び職員自身が行うべきことを十分理解しておく必要がある。また、各種の防災情報と災害発生の関連や災害現場活動における安全管理について研修等を通じて知識と技術を習得するよう努めるものとする。

さらに、傷病者が多数発生した場合に、軽傷者の手当を行うことができるよう、応急手当を習得しておくことが望まれる。

また、平常時には、地域ぐるみの住民主体の「防災まちづくり」が進むよう、地域の防災リーダーとして活動していく必要がある。

そこで、災害発生時に適切な措置がとれるように、次の事項を中心として実践的な職員研修を行う。

(1)〜(5)　（略）

（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　職員の防災研修について、各種会議、研修等のあらゆる機会を活用し、男女共同参画等の視点からの災害対応について、職員の理解を深めるため、これに関する規定を追加する。

第１　防災知識の普及

１・２　（略）

３　職員の防災研修《消防局防災課》

職員は災害発生時に計画実行上の主体として行動しなければならない。そのためには、日頃から本計画及び所属の分掌事務の対応マニュアル等を通じて、災害発生時に所属する局部課等が行うべきこと及び職員自身が行うべきことを十分理解しておく必要がある。また、各種の防災情報と災害発生の関連や災害現場活動における安全管理について研修等を通じて知識と技術を習得するよう努めるとともに、各種会議、研修等のあらゆる機会を活用し、災害時要援護者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応についての理解を深めるよう努めるものとする。

さらに、傷病者が多数発生した場合に、軽傷者の手当を行うことができるよう、応急手当を習得しておくことが望まれる。

また、平常時には、地域ぐるみの住民主体の「防災まちづくり」が進むよう、地域の防災リーダーとして活動していく必要がある。

そこで、災害発生時に適切な措置がとれるように、次の事項を中心として実践的な職員研修を行う。

(1)〜(5)　（略）

(6)　災害時要援護者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応に関すること。

（略）

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第９節　災害応急体制の整備	頁 ４８

第２　職員の防災研修の実施《消防局防災課》

本市職員は災害発生時に計画実行上の主体として行動しなければならない。このためには、日頃から震災に関する一般的な知識を習得するとともに、職員自身が本計画で規定されている所属する局部課等の分掌事務のマニュアルを通じて、当該局部課等が災害発生時に行うべきこと、職員自身が災害発生時に行うべきことを十分に理解しておかなければならない。

さらに、傷病者が多数発生した場合に、軽傷者の手当を行うことができるよう、応急手当を習得しておくことが望まれる。

また、平常時には、地域ぐるみの住民主体の「防災まちづくり」が進むよう、地域の防災リーダーとして活動していく必要がある。

そこで、次の事項を中心として実践的な研修を行い、災害発生時に適切な措置がとれるようにする。

１～５　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　職員の防災研修について、各種会議、研修等のあらゆる機会を活用し、男女共同参画等の視点からの災害対応について、職員の理解を深めるため、これに関する規定を追加する。

第２　職員の防災研修の実施《消防局防災課》

本市職員は災害発生時に計画実行上の主体として行動しなければならない。このためには、日頃から震災に関する一般的な知識を習得するとともに、職員自身が本計画で規定されている所属する局部課等の分掌事務のマニュアルを通じて、当該局部課等が災害発生時に行うべきこと、職員自身が災害発生時に行うべきことを十分に理解するとともに、各種会議、研修等のあらゆる機会を活用し、災害時要援護者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応についての理解を深めるよう努めなければならない。

さらに、傷病者が多数発生した場合に、軽傷者の手当を行うことができるよう、応急手当を習得しておくことが望まれる。

また、平常時には、地域ぐるみの住民主体の「防災まちづくり」が進むよう、地域の防災リーダーとして活動していく必要がある。

そこで、次の事項を中心として実践的な研修を行い、災害発生時に適切な措置がとれるようにする。

１～５　（略）

６　災害時要援護者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応に関すること。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 ３８

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間など様々な条件を考慮するなど細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関等との共同訓練の実施など必要な措置を講じる。

１～５　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　地域で行う防災訓練については、女性等の参画を得るとともに、男女共同参画の視点を取り入れた訓練が実施できるよう、これに関する規定を追加する。

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間など様々な条件を考慮するなど細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人市民等の災害時要援護者や女性の参画を得るとともに、災害時要援護者や男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう努める。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関等との共同訓練の実施など必要な措置を講じる。

１～５　（略）

修　正　前	
震災対策編 　第２章　震災予防計画 　　第１８節　自主防災体制の整備・防災訓練の実施	頁 ７６

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課・予防課・各消防署》

震災時における防災活動を円滑に行うため、本市及び関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の普及・啓発を行う。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮して、きめ細かく行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関等との共同訓練の実施など必要な措置を講じる。

１～５　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　地域で行う防災訓練については、女性等の参画を得るとともに、男女共同参画の視点を取り入れた訓練が実施できるよう、これに関する規定を追加する

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課・予防課・各消防署》

震災時における防災活動を円滑に行うため、本市及び関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の普及・啓発を行う。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮して、きめ細かく行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人市民等の災害時要援護者や女性の参画を得るとともに、災害時要援護者や男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう努める。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関等との共同訓練の実施など必要な措置を講じる。

１～５　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第４章　災害復旧・復興計画 第２節　地域の復旧・復興の方針	頁 １９９

第２　防災まちづくり

１　基本姿勢

本市は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な都市環境の創造を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

これにあたっては、市は、住民に対し新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行う。

また，被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

２　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　復旧・復興の方針に、男女共同参画等の視点が反映されるよう配慮するため、これに関する規定を追加する。

第２　防災まちづくり

１　基本姿勢

本市は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な都市環境の創造を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の意見や、男女共同参画の視点が反映されるよう、環境整備に努める。

これにあたっては、市は、住民に対し新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行う。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

２　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 　第２章　災害予防計画 　　第８節　自主防災体制の整備	頁 ４０

（略）

第１　自主防災組織の実践活動の促進

（略）

実施担当：消防局防災課・予防課、各消防署、

　　　　　(一財)広島市都市整備公社防災部

協力担当：各区地域起こし推進課、各消防団、関係部局

１～３　（略）

４　自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うためには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、広島市総合防災センターにおいて実施するリーダー研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、リーダー懇談会の実施、「自主防災ひろしま」の発行等によりリーダーの養成を図る。

５・６　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　自主防災組織における男女共同参画に関する意識を啓発し、女性リーダーの養成を図ることを目的に、自主防災組織のリーダーに対し、広島市男女共同参画推進センターで実施する学習や研修の機会の提供を行うため、これに関する規定を追加する。

（略）

第１　自主防災組織の実践活動の促進

（略）

実施担当：消防局防災課・予防課、各消防署、市民局男女共同参画課、

　　　　　(一財)広島市都市整備公社防災部

協力担当：各区地域起こし推進課、各消防団、関係部局

１～３　（略）

４　自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うためには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、広島市総合防災センターにおいて実施するリーダー研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、リーダー懇談会の実施、「自主防災ひろしま」の発行等によりリーダーの養成を図る。

また、男女共同参画の視点を取り入れた地域の防災活動が行われるよう、自主防災組織のリーダーに対し、広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）で実施する学習や研修への参加を促すとともに、自主防災組織等の地域活動への女性の参加意欲を醸成し、自主防災組織における女性リーダーの養成を図る。

５・６　（略）

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第１８節　自主防災体制の整備・防災訓練の実施	頁 ７５

（略）

第１　自主防災組織の実践活動の促進《消防局防災課・予防課・各消防署、各区地域起こし推進課、(一財)広島市都市整備公社》

１・２　（略）

３　自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うためには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、広島市総合防災センターにおいて実施するリーダー研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、リーダー懇談会の実施、「自主防災ひろしま」の発行等によりリーダーの養成を図る。

４・５　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　自主防災組織における男女共同参画に関する意識を啓発し、女性リーダーの養成を図ることを目的に、自主防災組織のリーダーに対し、広島市男女共同参画推進センターで実施する学習や研修の機会の提供を行うため、これに関する規定を追加する。

（略）

第１　自主防災組織の実践活動の促進

防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

（実施担当：消防局防災課・予防課、各消防署、市民局男女共同参画課、(一財)広島市都市整備公社防災部
協力担当：各区地域起こし推進課、各消防団、関係部局）

１・２　（略）

３　自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うためには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、広島市総合防災センターにおいて実施するリーダー研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、リーダー懇談会の実施、「自主防災ひろしま」の発行等によりリーダーの養成を図る。

また、男女共同参画の視点を取り入れた地域の防災活動が行われるよう、自主防災組織のリーダーに対し、広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）で実施する学習や研修への参加を促すとともに、自主防災組織等の地域活動への女性の参加意欲を醸成し、自主防災組織における女性リーダーの養成を図る。

４・５　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 ３８

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間など様々な条件を考慮するなど細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関等との共同訓練の実施など必要な措置を講じる。

１～５　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」を踏まえ、他の地方公共団体や防災関係機関等との実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認及びその結果を防災計画の修正に反映させることについての規定を追加する。

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間など様々な条件を考慮するなど細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

１～５　（略）

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第１８節　自主防災体制の整備・防災訓練の実施	頁 ７６

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課・予防課・各消防署》

震災時における防災活動を円滑に行うため、本市及び関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の普及・啓発を行う。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮して、きめ細かく行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関＿＿＿＿等との＿＿＿＿共同訓練の実施＿＿＿＿など必要な措置を講じる。

１～５　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」を踏まえ、他の地方公共団体や防災関係機関等との実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認及びその結果を防災計画の修正に反映させることについての規定を追加する。

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課・予防課・各消防署》

震災時における防災活動を円滑に行うため、本市及び関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の普及・啓発を行う。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮して、きめ細かく行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

１～５　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 ３６

第１　防災知識の普及

1　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、消防局防災課・予防課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

（略）

(1)　広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

ア　（略）

イ　災害に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、食料等の備蓄・非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所の確認等）

ウ・エ　（略）

(2)　（略）

2・3　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　家庭における食料等の備蓄の確保や避難時に最低限必要となる非常持出し品の準備を促進するため、家庭内備蓄の目安やローリングストック等の具体的な備蓄の手法等にかかる広報について、追加する。

第１　防災知識の普及

1　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、消防局防災課・予防課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では、１週間分以上とされている。）の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

（略）

(1)　広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

ア　（略）

イ　災害に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、ローリングストック等を活用した食料等の備蓄の確保及び避難時に最低限必要となる非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所の確認等）

ウ・エ　（略）

(2)　（略）

2・3　（略）

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第１３節　避難体制の整備	頁 ６６

第10　食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

（略）

1　備蓄体制の整備《消防局防災課》

(1)・(2)　（略）

(3)　県と本市の役割分担

２日分の備蓄に係る県と本市の役割分担は、次のとおりとする。

本市：発災直後の１日分。このうち食料については、発災直後の２食分。

県　：本市対応後の１日分。このうち食料については、本市対応後の２食分。

なお、市民自らの責務として、３日分程度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の食料・飲料水について備蓄しておくよう啓発に努める。

(4)・(5)　（略）

2・3　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」を踏まえて、食料・飲料水の家庭内備蓄の考え方を追加する。

第10　食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

（略）

1　備蓄体制の整備《消防局防災課》

(1)・(2)　（略）

(3)　県と本市の役割分担

２日分の備蓄に係る県と本市の役割分担は、次のとおりとする。

本市：発災直後の１日分。このうち食料については、発災直後の２食分。

県　：本市対応後の１日分。このうち食料については、本市対応後の２食分。

なお、市民自らの責務として、３日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では１週間分以上とされている。）の食料・飲料水について備蓄しておくよう啓発に努める。

(4)・(5)　（略）

2・3　（略）

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第１７節　防災知識の普及	頁 ７２

第２　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、消防局防災課・予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分＿＿＿＿の食料・飲料水等の備蓄＿＿＿＿、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動など、防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

（略）

１　広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

(1)　（略）

(2)　地震に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、＿＿＿＿食料等の備蓄・＿＿＿＿非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所の確認等）

(3)・(4)　（略）

２　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　家庭における食料等の備蓄の確保や避難時に最低限必要となる非常持出し品の準備を促進するため、家庭内備蓄の目安やローリングストック等の具体的な備蓄の手法等にかかる広報について、追加する。

第２　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、消防局防災課・予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では、１週間分以上とされている。）の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動など、防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

（略）

１　広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

(1)　（略）

(2)　地震に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、ローリングストック等を活用した食料等の備蓄の確保及び避難時に最低限必要となる非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所の確認等）

(3)・(4)　（略）

２　（略）

修　正　前

基本・風水害対策編	頁
第２章　災害予防計画 第１０節　災害ボランティア活動の環境整備	４５

第１　広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置

１・２　（略）

３　会議のメンバー

社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、＿＿＿＿＿広島ＹＭＣＡ、広島市地域女性団体連絡協議会、＿＿ボーイスカウト広島県連盟、＿＿＿＿＿ガールスカウト広島県連盟、＿＿＿＿＿広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島・広島地域協議会、国際協力アカデミーひろしま、特定非営利活動法人ひろしまＮＰＯセンター、ＳeＲＶ広島、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿財団法人広島市未来都市創造財団、広島市　等

修　正　後

修　正　理　由

○　災害時における円滑なボランティア活動が行える環境の整備を図り、ボランティアの効率的な活動に資するため、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議のメンバーを追加する。

第１　広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置

１・２　（略）

３　会議のメンバー

社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、公益財団法人広島ＹＭＣＡ、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、一般社団法人広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島　広島地域協議会、国際協力アカデミーひろしま、特定非営利活動法人ひろしまＮＰＯセンター、ＳeＲＶ広島、特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん、特定非営利活動法人Ａｎｔ－Ｈｉｒｏｓｈｉｍａ、カトリック広島司教区 平和の使徒推進本部、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、公益社団法人青年海外協力協会中国支部、特定非営利活動法人もりメイト倶楽部Ｈｉｒｏｓｈｉｍａ、特定非営利活動法人ひろしま自然学校、財団法人広島市未来都市創造財団、広島市　等

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第２１節　災害ボランティア活動の環境整備	頁 ７９

第１　広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置

１・２　（略）

３　会議のメンバー

社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、＿＿＿＿＿広島ＹＭＣＡ、広島市地域女性団体連絡協議会、＿＿ボーイスカウト広島県連盟、＿＿＿＿＿ガールスカウト広島県連盟、＿＿＿＿＿広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島・広島地域協議会、国際協力アカデミーひろしま、特定非営利活動法人ひろしまＮＰＯセンター、ＳeＲＶ広島、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿財団法人広島市未来都市創造財団、広島市　等

修　正　後
修　正　理　由 ○　災害時における円滑なボランティア活動が行える環境の整備を図り、ボランティアの効率的な活動に資するため、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議のメンバーを追加する。

第１　広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置

１・２　（略）

３　会議のメンバー

社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、公益財団法人広島ＹＭＣＡ、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、一般社団法人広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島＿広島地域協議会、国際協力アカデミーひろしま、特定非営利活動法人ひろしまＮＰＯセンター、ＳeＲＶ広島、特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん、特定非営利活動法人Ａｎｔ－Ｈｉｒｏｓｈｉｍａ、カトリック広島司教区 平和の使徒推進本部、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、公益社団法人青年海外協力協会中国支部、特定非営利活動法人もりメイト倶楽部Ｈｉｒｏｓｈｉｍａ、特定非営利活動法人ひろしま自然学校、財団法人広島市未来都市創造財団、広島市　等